

# 大名小川左馬助と「豊後国慶長國絵図」

甲斐素純

## 一、毛利高政預かり地と各大名化粧料

先に筆者は、「日田初代藩主毛利高政」<sup>(1)</sup>と題し若干記したが、高政は慶長六年(一六〇二)四月佐伯二万石に転封した。そして日田時代の旧領(二万石)その他は、高政の預り地となる。その後同年九月には、預り地の内から来島康親と小川左馬助にそれぞれ所領が引き渡され、その残りの預り地支配は元和二年(一六一六)七月の美濃大垣藩主石川主殿頭忠総(六万石)の日田入部まで続く。

なお敵密に言うと慶長九年(一六〇四)七月十八日には、筑前国福岡城主黒田甲斐守長政の室あてに、日田郡の内で一千石の地(入江・石井・河下三村)が引き渡されている(『黒田家文書』第一巻本編、一七三頁)<sup>(2)</sup>。しかし『新訂寛政重修諸家譜』第七卷所収の「黒田」家譜をみると、長政の繼室は東照宮の御養女榮姫とあり「粉粧の料として豊後国玖珠郡のうちにをいて千石をたまひ、のち同國日田郡にうつさる」(二〇八頁)とある。また『大日本史料』第十二編之一所収の慶長八年十月二十二日条に、「筑前判物高控」が紹介されている。

それによると同日付で板倉伊賀守・小堀新助の連名で黒田筑前守殿御内方御局様あてに、「一 三百三拾四石 豊後国玖珠郡内山田郷菅原町田村之内、一 三百三拾三石 同所 栗野村之内 一 三百三拾三石 同所曳路村之内、合千石」を、知行として遺す旨が記されている。そして「從當年可被成御所務候」ともある。なお「曳路村」は、引治村のことと思われる。

また同十年には、土佐国高知城主山内土佐守忠義の室あてに玖珠郡粟野村・引治村・木納水村にて一千石を、同年には肥前国佐賀城主鍋島信濃守勝茂の室あてに日田郡の内から一千石を、同十三年には筑後国柳河城主田中隼人の室あてに日田郡の内から一千石を、また同十四年には中津城主細川忠利の室あてに、玖珠郡小田村一千石の地を幕府が与え、それぞれ数年後に現地の引き渡しがなされている。

なお『黒田家譜』第一巻の慶長六年条には、「將軍秀忠公より長政の内室に、豊後の日田郡の内、渡・入江・石井右三村千石の地を賜りて粧田<sup>けいひでん</sup>とし給ひける。郡中の膏腴<sup>こうゆ</sup>の地也。」とあるが、上記の『黒田家文書』により「渡村」は「河下村」の誤りであることが判明した。

つまり幕府より長政の内室あての粧田下賜は慶長六年であり、それが直接現地にて所領を関係者に打渡されたのが、二年後の同八年ということになる。そしてその二年間については、現地の代官が責任をもって年貢を代わりに収納し、黒田側へその物成が引き渡されたものと思われる。その前記史料から長政の室あて化粧料田は、玖珠郡内で一年間宛行われた後、翌年には福岡により近い日田郡内に移されたことが分かる。

化粧地の現地引渡しについては、通常数年を要している。土佐山内家の山内忠義の室あての一 千石についても、慶長十年（一六〇五）四月十七日条の『徳川実紀』によると、大御所（徳川家康）の養女を国松（忠義）に嫁せしめるに際し、粧田千石を寄せ給うて いる。そしてその一千石の地が山内家に直接打渡されたのは、二年後の慶長十二年からであった。<sup>(3)</sup>新出の延享三年（一七四六）の粟野村銘細帳には、「一、粟野村之儀、百三十九年以前慶長十三年ヨリ、松平土佐守様御簾中様御上知行ニ相成、其後百三年以前正保元申年ヨリ御上知ニ罷成申候」とある。現地庄屋の認識では、慶長十三年より松平（山内）土佐守（忠義）の御簾中（室）への知行になつたとしているが、実際の忠義室あての年貢引き渡しは幕命の慶長十年からなされていた。<sup>(4)</sup>

次に、その史料（『佐伯藩史料温故知新録』）平成九年三月・佐伯市教育委員会、一二二一～二五頁）を紹介する。

慶長十年分 豊後國玖珠 日田 郡之内御藏入御算用狀

慶長十已年分

豊後國日田 郡之内御藏入御算用狀

一高式万五千九百七拾五石式斗四升六合 御藏入

此取五千百拾八石老斗五升老合 高ニ老ツ九分七厘取、

内千四百式拾石七斗九升

大豆式千八百四拾老石五斗八  
升之代、米老升ツヽ、大豆武  
升かヘ、

米百九拾六石三斗八升五合

内うんちん あり、

（負）  
御断可申上分たり分

式千三百七拾七石八升四合

日田 郡分

右渡方

米式千八百三拾六石七升

大坂御マツ  
渡候、受取有之、  
内千五百六石式斗四升八合く  
才郡カ頭成迄十六里之内、五  
里八百姓持、十一里之駁貢、  
一里三付石別式升ツヽ、

渡

合五千百拾八石老斗五升老合

右之年号日付名判なし、已年之目錄之くちニひとつニ書ツヘ上也

米三百三拾四石四斗五升四合

右御金奉行三渡米並船貢、米  
合三千五百四十八石三升九合之  
内千五百六石式斗四升八合く  
才郡カ頭成迄十六里之内、五  
里八百姓持、十一里之駁貢、  
一里三付石別式升ツヽ、

米五百式拾石八斗九升式合

右米之内千六百廿七石七斗九  
升日田郡カ頭成迄廿一里之内、  
五里八百姓持、残十六里之駁  
貢、老里二付石別式升ツヽ、

くす郡ニ而

（忠義）

山内シマニ 佐佐御内義二渡御野シマニ 石分已  
ノ年ノ物成、板倉伊賀一札并  
士佐シマニ 之手形有り、

信濃者手形有り、  
并士佐シマニ 之手形有り、

鍋鳴ハチマツ  
鍋鳴信濃御内義渡高千石分已  
ノ年ノ物成、板倉伊賀一札并  
士佐シマニ 之手形有り、

慶長十二年分豊後國 日田 郡之内御藏入御算用状

慶長十二年分

豊後國 日田 郡之内御藏入御算用状

一高式万五千九百七拾五石式斗四升六合

御藏入

此取五千式百四拾五石七斗三升五合

高ニ式ツ二厘取、

内千四百五拾五石九斗式升五合

大豆式千九百拾壱石八斗五

升之代、米壱升ツヽ大豆式

升ツヽ (ママ)

(ママ)

米 式千四百七拾四石七升五合

大豆式千九百拾壱石八斗五

升之代、米壱升ツヽ大豆式

升ツヽ (ママ)

右渡方

大豆式千九百拾八石式升

升之代、米壱升ツヽ大豆式

升ツヽ (ママ)

米式百拾九石七斗八升式合式勺

右のほせ米運賣、石二  
壱斗壱升

米式百廿式石六斗四升五勺

大坂届米并運賣、米合式千  
式百拾七石八斗式合之内千  
拾式石式合式勺(くす郡)頭  
成道十六里之内、五里八百  
姓持、残十一里之駄貨、壱  
里三付石別式升ツヽ、

渡

米式百壱石九斗五升

日田郡二面

鍋嶋信濃御内義二渡高千石

分午ノ年物成、右三人一札

并信濃もの手形有り、

土佐もの手形有り

残式千拾五石五斗三升

合三千式百三拾石式斗

日田郡二面

鍋嶋信濃御内義二渡高千石

分午ノ年物成、右三人一札

并信濃もの手形有り、

土佐もの手形有り

内一千三百七拾七石四斗八升式合六勺

日田郡二面

鍋嶋信濃御内義二渡高千石

分午ノ年物成、右三人一札

并信濃もの手形有り、

土佐もの手形有り

慶長十年の「御歳入」は、玖珠・日田郡分が「高二万五千九百七十五石二斗四升六合」で「高ニ壠ツ九分七厘取」で、取高は「五千百一八石一斗五升一合」であつた。この内から船賃・運賃・駄賃の外、山内土佐守忠義と鍋島信濃守勝茂の両夫人あて化粧料各千石分の年貢、各「一九六石三斗八升五合」が差し引かれている。

これら二点の算用状は、毛利高政預かり地の内の算用を明らかにした収支決算書で、それぞれの「渡方」から一札や手形を受け取っている。山内土佐御内儀に渡す高千石分の巳の年の物成は、幕府側役人の板倉伊賀(勝重)と土佐側からも、それぞれ受け取り証明書を入手している。

翌十一年(午)分の御算用状は、御歳入の高は同じであるが「高ニ武ツニ厘取」ということで、取高は「五千二百四十五石七斗三升五合」であつた。ゆえに、「山内土佐守内儀ニ渡高千石分午ノ年物成」は、「米二百二石九斗五升」であった。<sup>(5)</sup>

ところが、その次の年の「慶長十二年分豊後国玖珠日田郡御歳入御算用状」によると、御歳入は「一高ニ万三千九百七十五石二斗四升六合」となつている。玖珠・日田郡御歳入の内で、「高二千石」分が減少している。また前年まで記されていた、山内忠義と鍋島勝茂の両夫人あての化粧料各千石分の物成渡方の説明もない。ということは、慶長十二年にそれぞれ化粧料千石の地が、山内・鍋島両家の関係役人へ現地引渡しがなされたことを示していると言えそうである。『温故知新録』の記述が正しいとすれば、前述の延享三年(一七四六)の栗野村銘細帳の慶長十三年は、同十二年の誤りかもしれない。

なお鍋島勝茂の室高源院の日田知行に関する鍋島側の史料である『佐賀県近世史料』第一編第二巻(平成六年三月)の「高源院様日田御知行」によると、「今年(慶長十八年)將軍家ヨリ御前様(高減院)、被進田地、御朱印被成下ノ旨ニ付テ、日田郡代官毛利伊勢守(高政)ヘ、公儀御奉行ヨリノ御書出被渡置タルヲ、公(勝茂)御借用被遊度旨ニ付」( )は筆者注とある。

また鍋島家家臣より高政家臣毛利隼人へ出された書状によると、公儀奉行三人より日田郡内千石知行引渡しの伊勢守あての連判書状を、借用したいと述べている。それは千石の「御朱印状」を、入手するためには必要な書類であった。

勝茂より幕府へ提出された、慶長十八年(一六一三)六月遡日付書状によると、

高  
千  
船

日田郡之内

一高四百三拾七石五斗六升九合五升

上野村

右去巳之年六未之年<sup>(迄)</sup>达三年也、御切米三而被下候、申之年三月六御

一 同百三拾五石五斗六升三合五升

苗代鳥村

知行拜領仕候、毛利伊勢守方知行被差渡候墨付相副致進上候、以上  
愚鷗言慶序

一 同四百武拾六石八斗六升七合

桜  
竹  
村

慶長十八年癸丑六月朔日

高合千斛

本多上野介殿

長十八年癸丑六月朔日

破  
守  
茂

安東帶刀殿

本多上野介殿

安東帶刀殿

とある(『大日本史料』第十一編之二十一所収の「補遺第十一」編之二)では、苗代邊村としている。右によると、千石下附の

最初の年(己巳年(慶長十一年))より末年(同十二年)までの三年間は「御切米」で渡され、申年(同十三年)三月に「御知行」を伊勢守

方より直接引き渡されている。そして日田郡内の千石拝領地は、上野村・苗代鳥村(『正保御帳』では、「苗代部村」)・桜竹村だったことがわかる。

『日田市史』(平成二年十二月)の「化粧料田の成立」(二〇一頁)では、慶長十三年に勝茂室に一〇〇〇石を与えたとし、上野村以下計十六村の村名と村高を表にしており、寛文元年の上知としている。しかし上記史料で判明するように、鍋島側の家譜編纂史料では日田郡三ヶ村の直接引き渡しが慶長十三年で、それ以前の三カ年は切米渡しだったことがわかる。化粧料田の成立は、慶長十年としなければならないし、村名も右三村としなければならない。

柳河城主田中忠政の室あての化粧料については、『久留米市史』第二巻(昭和五十七年十一月)の「二代忠政の治世」(八五)

貢)で、忠政の襲封についての中では触れている。隼人正は慶長十四年(一六〇九)父吉政の死去に伴って襲封し、同年筑後守に任せられ、将軍秀忠の一字を拝領して忠政と称した。「妻に秀忠の養女、実は松平康元(家康の弟)の娘を迎えて、化粧料として豊後国内で一〇〇〇石が宛行された。」とある。

厳密に言うと千石が宛行されたのではなく、「千石の地」が宛行されたのである。この記述の根拠は、『田中興廢記』という後世の編纂物によるものである。田中家は二代で改易・断絶しているので、史資料の伝来が少ないようである。同書は、市史の文献解題によると、吉政の出自から始まり、断絶までを記すが、筆者は田中家重臣の田中大膳五代の孫、久留米藩馬廻役田中勝成で、まとまつた田中家伝としては、唯一という。

この田中大膳は、柳河田中領三二万五千石の重臣(与頭)として当時一万一八〇石を与えられていた(「田中筑後守殿家人數并知行高」『柳河藩立花家分限帳』所収)。

『田中興廢記』の田中藤原勝茂が記した「序」によると、本書は二百年後の文政五年(一八二二)に記されており、子孫に伝えんと五十年間努力して、諸書をあさり口伝を集めてまとめたものである。勝茂は日田地方の地誌『豊西旧記』を入手し、千石の地拝領の説明として、次のように記している。

豊西(旧記)  
藩規

に云、筑後国柳川領主田中隼人室為拝領、慶長十三年分高政守代地相渡堂尾・柚木・内河野・山手是也と云々

勝茂は『豊西旧記』を受けて、婚姻を慶長十三年としているが、『新訂寛政重修諸家譜』第二十の田中忠政の箇所では、父の遺領を継いだのは慶長十四年四月である。しかし婚姻がいつなのか、また化粧料についても何ら記されていない。「嗣なきにより家たゆ」ということから、史資料が散逸し家譜提出時点では、既に判明しなかつたものと思われる(忠政の兄吉次の子吉勝の系統と、兄吉興の系統は残る)『新訂寛政重修諸家譜』にあり)。

## 二、小川左馬助と小川壱岐守光氏

毛利高政については謎の部分が多いが、彼は関ヶ原合戦で一度は西軍につくが、改易されずに佐伯に現状のままで(二万石)転封となり幕末を迎えたため、ある程度の資料が残されている。しかし高政と入れ替わるようにして日田に入部した「小川壱岐守光氏」に関しては、確たる史料がほとんどないのが現状である。

まず『日田市史』に依って、近世初期の日田地域の支配形態をみてみると、日田地域は(一)毛利高政の天領預所(二)豊後森藩へ与えられた支配高(三)代官小川壱岐守光氏の支配地に分けられている。筆者首藤助四郎氏は右(三)の説明として、「慶長六年九月二十三日ごろ入部した小川壱岐守光氏に渡された支配地は、日田・玖珠両郡の内から、それぞれ一万石、計二万石であつたといわれている。日田の史書では、小川光氏は大名とみなされているが、藤野保氏は「筆者の近世大名に関する総合研究によれば、九州には小川姓を名乗る近世大名は存在しない。したがつて光氏は大名ではなく代官人として入部したものと思われる」と、大名説を否定して代官説を主張している。この小川氏は、慶長六年日田に入部の上日田郡友田村の丸山に仮城を構え、三年の歳月をかけて月隈山上に城を築き城下に町を造り、それぞれ丸山城・丸山町と名づけたといわれている。」(一九九〇頁)といふ。

日田の地元資料では小川光氏は大名とみなされているが、『日田市史』では藤野氏の代官説を紹介し、「代官」としている。そして『豊後日田永山布政史料』上巻の史料より、死去の年は不明であるが光氏は嗣子がなかつたので、光氏の家司小川喜助と小川又左衛門が守代、すなわち代官となつてそのあとを支配したと述べている。しかし考えてみると、幕府の一地方代官が城を新たに築くのも不可解であるし、またその死後代わりの代官が入部するのでなく、その家司が主人の後を受けて代官を務めるのも、これまた不可解である。

小川氏が地元史料でいうように領主(大名)なのか、あるいは藤野氏の主張する代官なのか判明せぬままであつたが、平成九

年六月二十八日大分県立先哲史料館主催の講演会（「近世成立期の豊後」）で中野等氏は、小川左馬助の新史料を紹介された。同史料はその後『史料館研究紀要』第三号（一九九八年三月）に、「東京大学史料編纂所所蔵「徳大寺文書」・『豊後国内御知行方目録』」と題して史料紹介された。

それによると、小川左馬助に与えられた御知行方目録には、次のようにある。

一  
表細

豐後國內御知行方 目錄

板倉四郎右衛門尉

勝重(花押)

正次(花押)

片桐市正

且元(花押)

加藤喜左衛門尉

小川左馬助殿

小川左馬助に与えられた、慶長六年九月七日付の計二万石の知行目録の分析で中野氏は、「官途から見て左馬助は伊予府中を領した小川祐忠の子、祐滋に比定するのが妥当であろう。」(六〇頁)といい、「ここ」まで確認している史料に拠る限り、「小川外記」や「小川壱岐守光氏」は一個の大名とみなされるので、「小川左馬助祐滋」と同一人物とみるのが最も自然ではなかろうか。すなわち、六年段階の官途である左馬助は七年六月九日までに外記と改められ、これがさらに壱岐守光氏となつたものであろう。」(六一頁)という。なお史料紹介中の豊後日田郡内の「二くら村」は、『正保郷帳』以下では「二くし(串)村」とある。

さて愛媛側では、小川氏の約一年後のお家再興を、どうとらえているのであろうか。『今治の歴史』(一九八五年三月・今治市教育委員会)によると、小川祐忠は「文禄二年(一五九三)伏見築城の時の人足割当による」と、當時一万二千石の小名であったが、慶長三年(一五九八)六月征韓の役の恩賞が行われて、景雄の跡をうけて東予七万石の領主として国分城に入つた。(中略)慶長五年(一六〇〇)、関が原の戦いで初め西軍に加わつたが、途中から小早川秀秋らと共に東軍に転じた。乱後九月十五日、領地の保全を図つたが許されず、かえつてその悪政のため罪に問われんとするところを、一柳直盛のとりなしでやつと助命されたという。在城わずかに二年であった。」(九四頁)とある。そして「徳川加除封録」を引いて、「七万石 小川土佐守祐忠、居城 伊予国越智郡今治 慶長五年九月十五日関が原役西軍ニ属シタルヲ以テ封除セラル」と紹介している。

ちなみに『愛媛県史』近世上(昭和六十一年一月・愛媛県)の「伊予の東軍と西軍」では、小川祐忠は「関が原では小早川秀秋の裏切りに連動して味方の大谷隊を襲い、裏切り者という屈辱に堪えて、三成の居城佐和山攻めまでしたが、終いに所領

を没収された。」（九七頁）とあり、その後については何ら記されていない。

また『恩栄録・廢絶録』（藤野保校訂・近藤出版社）では、「七万石 伊予今治城 小川土佐守祐忠 関が原の戦に臨みて降参し、所領を請申といへどもゆるされず」（二〇七頁）とある。祐忠自身にはお家再興は許されなかつたが、子の左馬助には減封の上日田・玖珠・速見三郡にて計二万石が、許されたことになる。

『新訂黒田家譜』（第一巻）では、大坂与力の大名として「治部少輔（石田三成）に與して大坂にありし人々」の中に、「小川左馬助」の名が見える（三一六頁）。また小早川秀秋の裏切りの箇所では、「其辺の在し脇坂中務・朽木河内守・小川左馬助・赤座久兵衛・此等の人々も心替わりして、同じく反忠を志し、筑前中納言（秀秋）の勢と一に成て、大谷刑部少輔が備へたる大関村の北野へ向かつて、敵の右の方より弓鉄砲を放ちかけ、喚叫て攻寄けるに」（三七二頁）とある。ここでは小川左馬助の名で登場する。

次に、細川家の家記類の集大成で、歴代当主の活動を綿密に記録・考証した『綿考輯錄』第二巻（昭和六十三年九月・出水神社）の関が原合戦の箇所をみると、「西国方備之次第」のところに、「松尾山 筑前中納言秀秋、右之山繞海道之南今須宿之辺迄、脇坂中務子息・同淡路守・小川土佐守・同左馬助・朽木河内守・赤座久兵衛」（三五〇頁）とある。また別の箇所では、「然ニ脇坂中務・小川土佐守・朽木河内守・赤座久兵衛昨十四日藤堂を以味方ニ可参与内通す、依之高虎合団之旗を揚る、右四人共大谷吉隆之備合後より討掛、藤堂・京極・山内同時に掛る」（三五一頁）とある。小川土佐守らは、藤堂高虎としめしあわせて彼を頼りに東軍に内通したのであつた。

丸山雍成氏は『大分県史』近世編III（「幕府領」）に於いて、小川光氏の関連記事を紹介しているが、『九州天領の研究』の藤野保氏の小川代官説を受けて、慶長六年から元和二年（一六一六）まで日田・玖珠両郡の幕府領は、大名領地と代官支配地とが併存していたことになる（三七一頁）としている。

豊臣政権下で特徴的にみられる大名預け地の形態は、徳川初期の政権でも繼承されている。例えば「慶長六年四月佐伯に転

封となつた毛利高政は、日田・玖珠両郡の内二万八〇〇〇石を預けられだし、府内に入った竹中重利も大分郡の内に一万五〇〇〇石を、さらに細川氏の宿老松井康之も速見郡の内に一万七〇〇〇石を預けられている。」（三七〇頁）とあるが、その外にも石高や村々は判明せぬが、来島右衛門市（長親）・小川外記にも歳入地の一部があづけられていることが、次の史料によつて伺うことができる。

〔都合五千四〕

百姓出状一斗間、〔分〕只今何程ニ成共買付程一斗り立て、金銀一斗可有御上一斗、未進分者、來秋半分一斗取付て、  
金銀一斗可有御運上一斗、來〔場古衛門〕門市・小川外記両人御手前一斗被究一斗間、貴殿も同前御沙汰尤一斗、以上、

慶長七

六月七日

毛利〔殿

片 市正（花押）

（『大分県史料』第三十七卷「佐伯藩史料」 10号文書、「豊後国日田郡・玖珠郡御預米帳」末尾）

本書状は、来島右衛門市と小川外記が玖珠・日田にそれぞれ入封した翌年のものである。都合五千四〔分〕の両郡の米大豆未進並びに預米に対する処理を、来島・小川両氏と共に毛利〔伊勢守〕高政に命じたものである。中野氏が史料紹介で記すように、「恐らく領地が接近することから、高政と同様に預け地の支配を委ねられた」（五八頁）のであろう。

### 三、久留島氏の資料にみる小川左馬助

久留島側の資料に小川左馬助が若干登場するので、紹介しておく。それは旧藩主家に残る、『旧記集』の中の「大林淨真覺書」<sup>(6)</sup>である。久留島家は、関が原合戦後の流浪の時代を含め、覚書を各家臣から提出させている。

大林淨真覺書は、慶安六年（一六五三）正月五日付で大林太兵衛（淨真）が息子の善右衛門に与えた、久留島主従の苦心を緩つた覚書である。太兵衛は初め小林太兵衛渡政と称し、玄興院（初代康親の室）<sup>(7)</sup>の附侍として芸州福島家から久留島に入った人物で、久留島家では三百五十石を拝領し、玄興院の側近として重きをなした。

同覚書に依ると、次のようにある。

一、上様八月ニ江戸へ御下り被成候ニ付、右衛門市様を御供仕、伏見ヘ／罷上り申け、本多佐州様へ罷出申候処ニ、片桐市正殿へ御座候／由申候間、我等市正殿罷出申候へ者來嶋右衛門市殿御知行／もきもいりやり可申之由市正殿御申ト、私其時存候様／今朝本多佐州様此方御知行之儀被仰置候物と存、宿ヘ罷帰り申候、則やどヘ戻り申候て右衛門市様之御状／市正様へ被進候、書手無之候ニ付、太長老我等知音／ニ而御座候を頼、御状を調、市正とのヘ参申ト所、玖珠・日田／之繪図を御ひろげ候て小川左馬殿・來嶋殿御知行／相済申候が兄弟の出入知行之事有之物にて候、弟の／事ハせがれの事ニて候間、重ての事と被仰候て不相済候事、

一、上様へ本多佐州様牢人衆之知行之事、十一人之御書付／にて被仰上候へ者小川殿此方の御知行計相澄、その／うかがひの書付我等所ニ御座候事、

来嶋家が御家再興を願つて、種々の手づるから幕府側の要路に働きかけをしている様子が、『旧記集』所収の他の覚書類か

らも判明するが、本多佐州（本多正信・佐渡守・家康の謀臣）への働きかけが功を奏している。

右衛門市（長親・康親）は上様（徳川家康）のお供をして伏見に着、本多佐州宅へ出仕したところ、片桐市正（片桐且元・関ヶ原の後家康の堆薦で豊臣秀頼の家老となる）宅へ行くようにとのことであった。片桐によると、右衛門市の知行もきもいり（肝煎り）するとのことであった。その後市正宅へ参上すると、玖珠・日田の絵図を示して小川左馬助と来島の知行が決定した。上様へ本多佐州から、浪人衆の知行（関が原合戦で西軍に付きその所領を没収され、浪人している諸大名衆、これらの中には前述したような小川氏もいた）のことで計十一人からの書付を差し上げたが、ここでは結局小川と来島のみの再興が叶ったことになる。

そしてその結果、所領の知行方目録が慶長六年九月七日付で片桐市正且元・加藤喜左衛門尉正次・板倉四郎右衛門尉勝重の連署にて、小川左馬助と来島右衛門市あてにそれぞれ与えられている。小川氏は伊予国分城主（七万石）からの減封であるし、来島氏は目録にも明示するが「為与州替地、被遺候間」ということで、前伊予時代と同じ一万四千石を安堵された。<sup>(8)</sup>

来島氏の所領は日田郡（三千八百二石三斗八升）と玖珠郡（八千百六十五石四斗三升三合）が主で、両郡は九州の内陸部にあり瀬戸内海（別府湾）に面した速見郡の鶴見村（別府市一千百二十八石三斗五升九合）と辻間之内（日出町豊岡一九百三石八斗二升七合）を宛行われている。辻間村内の頭成は、江戸時代を通じて森藩の海の玄関として、重要な役割を果たす港としての機能をもつた。

また小川左馬助の所領には、同じく別府湾岸の北石垣村（別府市一七百八十一石八斗三升五合）と竈門庄（別府市一千六百五十五石八斗一升一合）が含まれている。来島と共に、小倉藩主三十九万石の細川忠興の木付（杵築）城代松井康之が、家康から預けられていた「速見郡之内一万七千石余」の内から与えられたものである。

#### 四、「豊後国慶長国絵図」

高八九八石五斗の「底田井村」<sup>(9)</sup>、あるいは「そこたい村」<sup>(10)</sup>については、その所在が長らく不明のままであったが、臼杵市立臼杵図書館所蔵の国絵図によつて、初めてその位置が判明した。玖珠に「そこたい」という地名が現在伝承されていないことから、文書中に村名はでてくるが長らくその所在が判明せず、それらの文書を紹介しても所在を示す記載がなかつた。<sup>(11)</sup>

ところで、平成十二年四月に川村博忠氏編になる『江戸幕府撰、慶長国絵図集成付江戸初期日本総図』（柏書房）が出版された。その中の「豊後絵図」について、絵図の石高表示に誤読（誤植か）や表記方法に若干問題があるので、ここで訂正しておきたい（ここでは、日田・玖珠・速見郡内の来島・小川・毛利関係のみを検討する）。

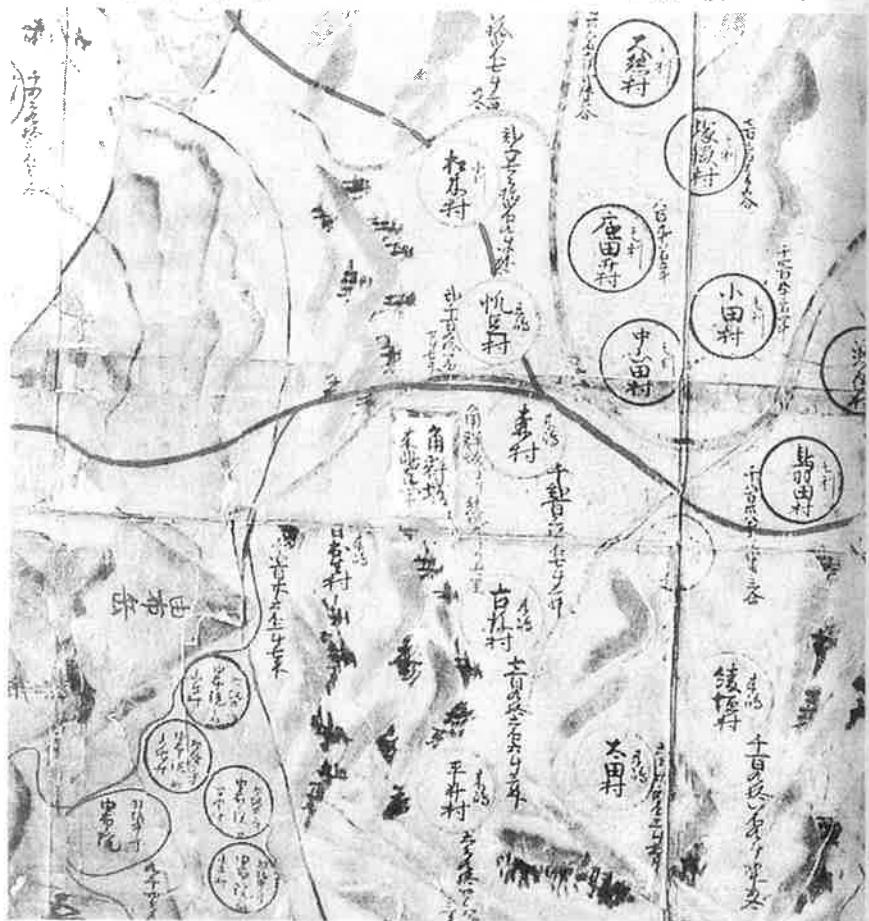
まず玖珠郡の「5鹿田井村」については前述したが、正しくは「底田井村」である。「6中山田村」については（石高記載なし）とあるが、絵図その物を確認すれば判明するように丁度絵図の折り目にあたつており、元々記載されていたが摩擦によって消去したものである。<sup>(12)</sup>「豊後国日田郡・玖珠郡内御蔵入日録」によると、中山田村は「弐千弐百九拾七石九斗七升」<sup>(13)</sup>とある。19については□とあり何も記されていないが、ここも絵図の折り目に当たつており、前記中山田村と同じ状況である。記載場所から想定して「四ヶ市村」であり、これは〈小川〉左馬助の所領である。前述の中野等氏の史料紹介による、「徳大寺文書」の小川左馬助の知行方目録では、「千三石九升」とある。

日田郡に関しては、「12岩屋原村」は「祝原村」のことと思われ、「15草柴村」は本来「草場（葉）村」<sup>(14)</sup>で、「16小追村」は「小追村」で、また「21又連村」は本来「刃連村」であろう。入江村・堂尾村の〈黒田〉については石高記載がないが、「慶長七年豊後国玖珠郡日田郡御倉入目録」によると、石井・堂ノ尾村で「高九百六拾八石七斗八升三合」・入江村は「高弐百九拾壱石八斗壱升」とある。そして前述したように、『新訂黒田家譜』第一巻の慶長六年条によると、渡・入江・石井三村千石の地が、長政の内室へ幕府より与えられている。つまり絵図作成者は、「石井村」の〈毛利〉を〈黒田〉と表記しなくてはな

らなかつた。

そして地元日田の資料による  
と、堂尾村(黒田)・袖木村(毛  
利)は、慶長十三年には柳川城  
主田中隼人の室あてに与えられ  
ている(日田市史)。前述したが、  
黒田長政室あての化粧料には、  
堂尾村は含まれていない。豊後  
堂尾村は含まれていない。豊後

絵図の川村氏の解説によると、  
「本図の成立は慶長十年(一六  
〇五)に限定されるというので、  
本図が慶長国絵図であることは  
間違いないであろう。(中略)本  
図は恐らく慶長国絵図を作成す  
る過程におけるその下絵であろ  
う」(一二九頁)という。そうす  
ると田中氏へ渡る以前というこ  
とになり、堂尾村は「毛利」と  
表記しなければならなくなる。



「豊後国慶長国絵図」部分(玖珠郡)

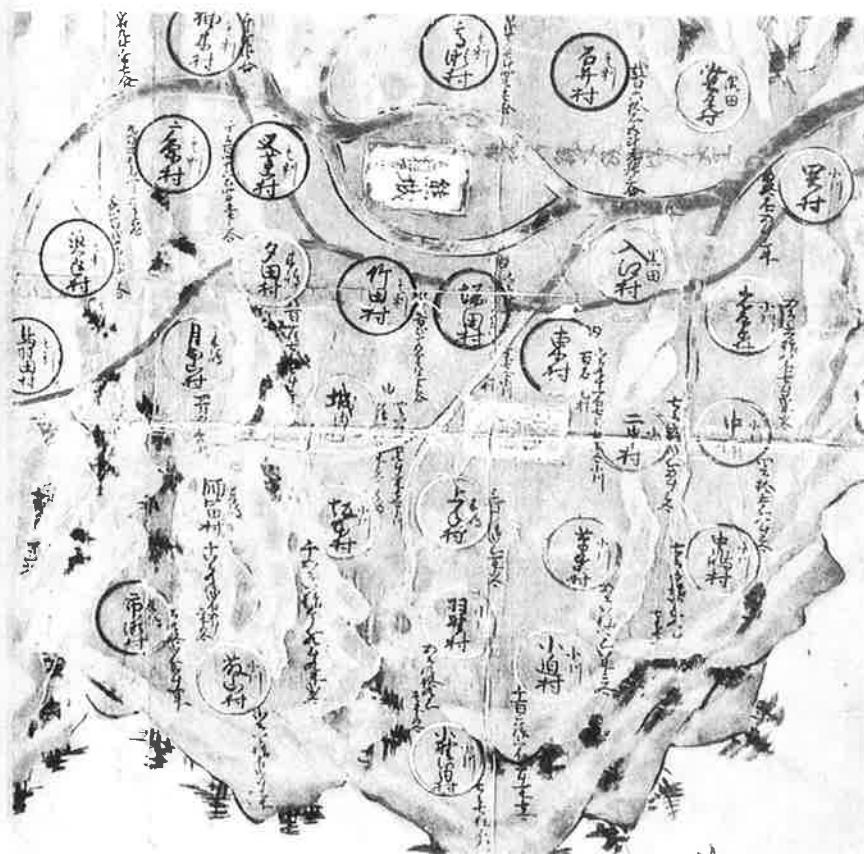
臼杵市立臼杵図書館所蔵

また速見郡の竈門村（小川）の高  
も、「三千六百五十四石 □ 合」  
とあり、前述の大徳寺文書の小川左  
馬助知行方目録では、「武千六百五  
拾五石八斗一升一合 竈門庄」とあ  
り、一千石の相違を示している（絵  
図では式と判読できる。村名・石高  
表示をする以上、誤植や校正には充  
分注意する必要がある）。

### 五、塩屋城と角群城

毛利伊勢守（高政）の佐伯転封は慶  
長六年四月で、「塩屋村」に築城し  
最初は城の名を「塩屋城」と称して  
いたようだ（前記「豊後国慶長國絵  
図」による）。

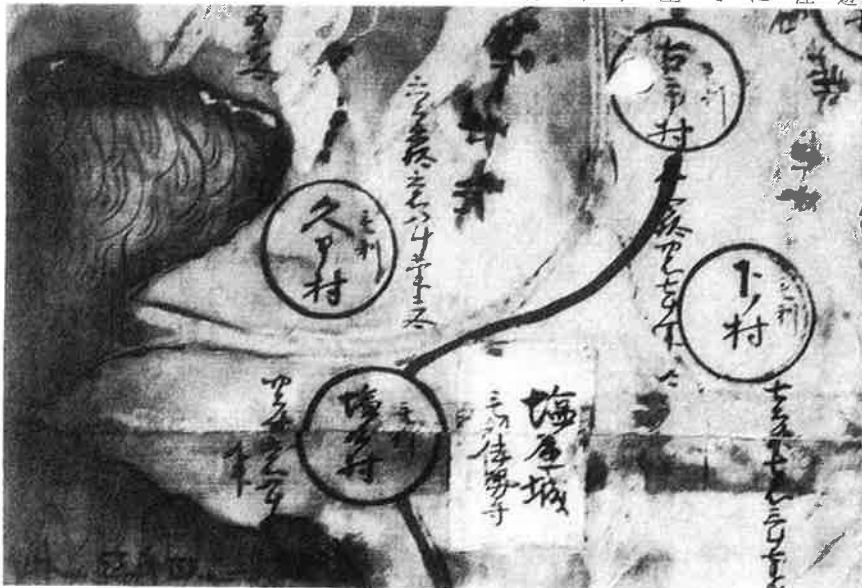
『佐伯史市』（昭和四十九年の  
「高政の入部と佐伯築城」（一六三  
頁）によると、「佐伯茶飲話」を



「豊後国慶長國絵図」部分（日田郡）

臼杵市立臼杵図書館所蔵

引いて「慶長六年丑年四月十五日、日田より佐伯へ御引移り遊  
ばされ、同七壬寅年より鶴ヶ城御普請成さる」とい、「佐  
伯城」別名を「鶴屋城」と説明する。また佐伯地方の郷土史に  
精通された羽柴弘氏は「義賢公毛利高政—初代佐伯藩主として  
の政治」の中で鶴屋城の築城のことを種々記し、「新城を塩屋  
の地に屹立する八幡山、即ち今之城山」に築いたことを説明す  
るが、名称は「鶴屋城・鶴城」とのみ紹介する。<sup>(15)</sup> また『佐伯郷  
土史後編』(昭和二十八年四月・増村隆也著)には、築城や名称  
について解説し種々の記録を紹介するが、六代高慶<sup>たかよし</sup>・七代高丘<sup>たかおか</sup>  
の時代の記録には既に「鶴屋・鶴城」といった表現をしている  
(二〇~二一頁)。高慶の代宝永四年(一七〇七)十一月の記録で  
は「鶴屋」とあり、高丘の代には「鶴城」と表現し、この当時  
既にこう呼んでおり、「塩屋城」の名称はいつの間にか消え  
ている。また佐藤蔵太郎氏著の『佐伯志』所収の「佐伯城址」  
でも、塩屋城の記事はでてこない(大正三年八月・豊国史談会)。  
川村氏が述べるように「豊後絵図」が幕府へ提出する前の下絵  
図であるにしても、本図作成当時(慶長十年)は、佐伯城のこと  
を「塩屋城」と称していたのではないだろうか。



### 「豊後国慶長国絵図」部分(海部郡)

臼杵市立臼杵図書館所蔵

ある。来島は（中略）小禄で城を構えることができず、森（角牟礼）に陣屋を設けていた。」（一二八〇九頁）と記すが、絵図に「角群城」と明示する以上、絵図作成時点では城として機能していたのではないだろうか。

つまり入国当初は、角牟礼山城に来島氏は居城しており、同氏の居館が山麓に移り陣屋形態をとるのは、二代通春の途中つまり正保の城絵図作成の少し前頃からであろうと考える。

なお来島氏が入国当初どこに居城（住）していたのかなどについては、拙稿「角牟礼城を考える」（『玖珠郡史談』第五〇号所収・平成一四年五月・玖珠郡史談会）にも記してあるので、ご参照願いたい。<sup>(16)</sup>

### 注

（1）『天領日田』第二十一・二十二合併号（平成十四年十月・天領日田を見直す会）所収。

（2）『日田市史』（平成二年十二月）では、『豊西記』・『造領記』・『豊後日田永山布政史料』など地元の二次史料によって、日田郡の「化粧料田の成立」（二〇一～二頁）とその村々を記しているが、『黒田家文書』第一巻（平成十一年三月・福岡市博物館）によると、長政室あての三村一千石の打渡しは、慶長九年七月十八日であることが判明した。

また『大分県史』近世編III（昭和六十三年三月）の「幕府領」でも、『豊後国旧県管地沿革記』を使って『日田市史』と同じく慶長十一年のこととしている。（三七一頁）。

（3）『大分県地方史』に第一八六号所収。拙稿「史料紹介 玖珠郡粟野村銘細帳」

（4）拙稿「土佐山内家化粧料千石と粟野村庄屋森家について」（『大分県地方史』第一八一號所収、大分県地方史研究会・平成十三年三月）の執筆段階では見落としてしまったが、この場を借りて補足しておきたい。

（5）渡部淳氏は「土佐山内氏豊後國化粧料について」（『大分県地方史』第一五九号所収、平成七年十月・大分県地方史研究会）において、佐伯藩毛利氏の残した慶長期公儀蔵入地関係の算用帳を分析しているが、その注11）において「化粧料そのものの引渡しは慶長一二年以後ながら、物成米は一〇年来受理していた可能性もあるが、なれば毛利氏が公儀へ提出した帳簿に何等かの注記が付されそらであるがそれはない」（一六一七頁）とあるが、この点訂正が必要であろう。

(6) 「久留島家文書(7)」福川一徳・甲斐素純(『玖珠郡史談』第二十六号、平成三年六月・玖珠郡史談会)

(7) 『天明三年森藩士先祖書』

(8) 『大分県史料』第三十七巻「佐伯藩史料」九号文書、同文書の写は速見郡における蔵入地の引き渡しの関係から、細川氏の筆頭家老松井家にも伝わっている。来島氏は重臣浅川六助を派遣して、早々九月二十六日には松井佐渡(康之)あてに、速見郡における二千石の引き渡しを要求している。この時点で小川左馬助にも、速見郡に放いて二村の所領を与えられており、小川氏も同様の交渉をしたことであろう。小川氏の関連が、相手側の松井家に残っていないのは残念である(『松井文庫所蔵古文書調査報告書』一巻、八代市立博物館未来の森ミュージアム、三一二一三号文書・三一二一六号文書)。

(9) 『大分県史料』第三十七巻「佐伯藩史料」十一号文書「慶長七年豊後国玖珠郡日田郡御倉入目録」

(10) 慶長六年九月二十三日付の片桐市正且元より毛利民部太輔あての「豊後国玖珠郡日田郡内御蔵入目録」(『佐伯藩史料 温故知新録』二所収「諸雑記」一号文書(一一七頁)・平成九年三月・佐伯市教育委員会)

(11) 『角川日本地名大辞典』44 大分県・『大分県の地名』平凡社・『九重町誌』(平成七年二月・九重町)・『玖珠町史』(平成十三年三月・玖珠町)

(12) 川村氏は、国絵図の解説として日田郡内の長方形の城主と城名を記す箇所において、「慶長六年(一六〇一)に配された代官小川光氏が月隈山に丸山城を築いて支配していた」という。日田郡内にある二つの城形のうちの一つで、絵具の剥落によることを示している。この状況は、中山田村でも四ヶ市村その他でも 同様である。

(13) 『佐伯藩史料 温故知新録』二、一一七~八頁

(14) 『大分県史料』第三十七巻「佐伯藩史料」十一号文書

(15) 『大分県地方史』第五十三号所収、昭和四十四年三月・大分県地方史研究会

(16) 抄稿を受けて佐藤満洋氏は、『玖珠郡史談』第五十一号(平成十四年十一月)に「来島氏と角牟礼城(上)」を、同五十二号(同十五年七月)

に「来島氏と角牟礼城(中)」を発表された。また同五十三号に同じく(下)を投稿予定である。合わせ、ご参考にしていただきたい。なお、(下)の発表を終えて後、再び拙論を史料と共に発表したいと考えている。

〔追記〕「豊後国慶長國絵図」の調査にあたっては、臼杵市立臼杵図書館の館長代理神田政明氏にご高配をいただいた。ここに記して感謝を申し上げたい。

(平成十三年九月九日 稿了、一部は校正時に追加する)